

現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領

(目的)

第1条 この要領は、明日香村が発注する建設工事の適正な施工体制の確保及び健全な建設業の育成を図ることを目的として、建設工事毎に配置される主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)、現場代理人の継続雇用を確認するため、必要な事項を定める。

(対象建設工事)

第2条 継続雇用の確認の対象は、明日香村が発注する建設工事とする。

(継続雇用の形態)

第3条 継続雇用とは、当該入札の開札日において、主任技術者等及び現場代理人が当該請負業者に直接的かつ恒常的に雇用されていることをいう。

(継続雇用の期間)

第4条 前条でいう恒常的とは、主任技術者等及び現場代理人が当該請負業者に当該入札の開札日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

(継続雇用の確認方法)

第5条 主任技術者等及び現場代理人の継続雇用の確認のため、当該請負業者は、主任技術者等及び現場代理人に係る次のいずれかの書類を提出するものとする。なお、第1号から第3号については、当該請負業者に当該入札の開札日以前3か月以上継続して雇用されていることが確認できるものであること。

(1) 監理技術者資格者証の写し

(2) 健康保険被保険者証の写し

(3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(4) 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書(別紙)

(確認時期)

第6条 当該請負業者は、開札の結果、落札候補者となったときは、前条各号のいずれかの書類を提出し、継続雇用の確認を受けなければならない。

(継続雇用に疑義が生じた場合)

第7条 継続雇用に疑義が生じた場合は、当該請負業者並びに当該主任技術者等及び現場代理人に雇用契約書等の関係書類の請求及び事実関係の聴き取り調査等を行う。

(継続雇用が確認できない場合)

第8条 継続雇用の確認ができなかった場合、指名停止等必要な措置を講ずる。

(入札参加者への周知)

第9条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等により周知するものとする。

(例外)

第10条 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更前の建設業者と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも継続雇用関係があるものとみなす。

附則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別紙

継続雇用の申立書

平成 年 月 日

明日香村長

殿

申出人 住所

氏名

印

私は、平成 年 月 日現在、下記の建設業者に継続して3ヶ月以上雇用されていることに相違ありませんが、下記の理由のため、それを示す書類の提出ができないことを申し立てます。

記

- 1 所属建設業者 住所
名称
- 2 雇用開始年月日 平成 年 月 日
- 3 雇用を示す書類を提出できない理由
- 4 添付書類(3ヶ月分の賃金台帳・給与明細等)

戻る